中華人民共和国における「公民の基本的権利」の保障

松　井　直　之

はじめに

中国共産党は，国民党との内戦に勝利し，1949年10月1日に中華人民共和国の建国を宣言した．建国後の中華人民共和国では，建国前の中国人民政治協商会議において制定された中国人民政治協商会議共同綱領[1]が臨時憲法の役割を果たした．この共同綱領の「総則」において規定された「人民の権利」とは，中国共産党の実効支配地域で制定された憲法的文書と同様に，人々を政治状況に基づき敵と味方に分け，味方である「人民」に保障されるものであり，政権によって保障される「国家による自由」として捉えられていた．やはり「人」一般の権利としての人権ではなかったのである．このように解すると，人権を保障するために国家権力を制限することを目的とする近代立憲主義は，およそ受容されていなかったと断ぜざるを得ないであろう[2]．

その後，同年12月に，大部分の国民党軍が中国大陸から撤退して台湾に移ったことによって[3]，共産党と国民党の対立は，基本的には解消されることになった．

それでは，1954年9月に初めて制定され，1975年1月，1978年3月，1982年12月に全面的に改正された中華人民共和国憲法では，「人」一般の権利としての人権が規定され，人権を確保するために国家権力を制限することを目的とする近代立憲主義[4]が受容されることになるのであろうか．というのも，中華人民共和国建国以前に共産党によって制定された憲法的文書において，味方である「人民」に権利が保障されたのは，抗日戦争や国共内戦という敵と味方が存在する政治状況にあったからであると捉えることもできるからである．共産党が建国した中華人民共和国では，基本的には敵と味方が存在する政治状況でないとすれば，「人」一般の権利としての人権が保障され，近代立憲主義[4]が受容される可能性があるかもしれないのである．

もっとも，マルクス主義に従った共産党政権は，中華人民共和国建国後も，それ以前と同様に，人々を敵と味方に分けて，味方のみに権利を保障し，「人」一般の権利としての人権，さらには近代立憲主義を受容することはあり得ないとも言えよう[5]．とは言え，マルクス主義の影響を受けていないように見える，清末の欽定憲法大綱[6]や中華民国期の中華民国臨時約法，天壇憲法草案，中華民国約法，中華民国憲法（曹錕憲法）[7]においても近代立憲主義の受容が見られなかったことに着目すると，近現代中国における近代立憲主義の受容の有無とは，マルクス主義だけに影響されてきたようには思えないのである．

そこで，本稿では，こうした視点を踏まえたうえで，中華人民共和国憲法における権利の保障に着目して，中華人民共和国における近代立憲主義の受容の有無について考察していくことにする．

第1節 中華人民共和国憲法の制定

⑴ 中華人民共和国建国から中華人民共和国憲法の制定へ

中華人民共和国では，建国から1953年に至るまでの間に，土地改革運動，反革命鎮圧運動，三反運動（汚職，浪費，官僚主義に反対する運動）及び五反運動（贈賄，脱税，国家資材の摂取，手間抜き・材料のごまかし，国家の経済情報の摂取に反対する運動）など大規模な大衆運動が相次いで発動された[8]．これらの大衆運動を通じて共産党の政権基盤を強化していくなかで，劉少奇らは，「我々の国家の民主化がなければ，また新民主主義政権の発展がなければ，新民主主義経済の発展と国家の工業化を保障することはできない．逆に，新民主主義経済の発展と国家の工業化はまた新民主主義政権の土台を大いに強化し強固にするだろう」と主張した[9]．

ところが，毛沢東は，1953年6月の中央政治局会議において「一部の人は，民主革命が成功した後も，依然としてもとのところに留まっている．彼らは革命の性質が転化したのが分からず，なおも『新民主主義』をやり続け，社会主義的改造をやろうとしない」と主張し，劉少奇らの「新民主主義の社会秩序を確立する」との観点を「右傾」で「有害」であると批判した[10]．こうした毛沢東の批判は，その後の共産党の政策に影響を及ぼすことになった．すなわち，「中華人民共和国の成立から社会主義的改造が基本的に完成されるまで，これは1つの過渡期である」とする「過渡期の総路線」が採用され[11]，「中国共産党が統率指導する中国革命全体は，新民主主義革命と社会主義革命の2つの段階を含む」が，「中華人民共和国の成立は，中国革命の第1段階の基本的終結と中国革命の第2段階の開始を表して」おり，「中国革命の第2段階の任務は，中国において，社会主義社会を建立し，都市と農村での資本主義の要素を完全に消滅させること」になったのである[12]．

このような状況のなか，1954年9月の第1回全国人民代表大会において，それまで臨時憲法の役割を果たしてきた中国人民政治協商会議共同綱領に代わる中華人民共和国憲法が採択された（以下，1954年憲法とする）[13]．この1954年憲法は，全106条から構成され，当時の政治状況を強く反映して，「序言」には「過渡期の総路線」が組み込まれたのである．

⑵ 1954年中華人民共和国憲法における「公民の基本的権利」

1954年憲法は，毛沢東が「中華人民共和国憲法草案について」[14]において「我々は自己の経験を主とし，ソ連や人民民主主義国家の憲法の良いものも参考にした」と述べているように，ソビエト社会主義共和国連邦（ソ連）憲法の影響を受けてきたと言えよう．

ソ連憲法は，マルクス主義に基づく社会主義型憲法であった．マルクス主義では，マルクス（Karl Marx）の『ユダヤ人問題によせて』に示されているように，人権を「利己的人間の権利，人間および共同体から切り離された人間の権利にほかなら」ず[15]，現実に存在する人間のあり方，すなわち階級に分裂した人間のあり方とは異なり，現実の支配・従属関係を隠蔽するものであるとして，その階級的性格が批判されてきた．こうして，レーニン（Vladimir Iliich Lenin）の率いるボルシェビキを中心として，ロシア革命後の1918年1月に「勤労し搾取されている人民の権利宣言」が採択されたのである[16]．この「勤労し搾取されている人民の権利宣言」は，1918年ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法第1編[17]に組み込まれることになった．さらに，その後のソ連憲法でも，敢えて「人権」という語を用いることが拒否され，「市民の基本的な権利」（1936年ソビエト社会主義共和国連邦憲法第10章[18]，1977年ソビエト社会主義共和国連邦憲法第7章[19]）という語が用いられてきたのである[20]．

このようなソ連憲法の影響を受けて，中国の1954年憲法でも，「人権」ではなく，「公民

表 1　中華人民共和国憲法における「公民の基本的権利」

	1954 年憲法	1975 年憲法	1978 年憲法	1982 年憲法
平等権	85 条	−	−	33 条
選挙権及び被選挙権	86 条	27 条	44 条	34 条
言論・出版・集会・結社・街頭行進・示威の自由	87 条	28 条	45 条	35 条
ストライキの自由	−	28 条	45 条	−
「大鳴，大放，大弁論，大字報」を運用する権利	−	13 条	45 条	−
宗教信仰の自由	88 条	28 条	46 条	36 条
宗教を信仰せず，無神論を宣伝する自由	−	28 条	46 条	−
人身の自由	89 条	28 条	47 条	37 条
人格の尊厳の不可侵	−	−	−	38 条
住居の不可侵	90 条	28 条	47 条	39 条
通信の秘密	90 条	−	−	40 条
居住及び移転の自由	90 条	−	−	−
労働の権利	91 条	27 条	48 条	42 条
勤労者の休息の権利	92 条	27 条	49 条	43 条
勤労者の老齢・疾病・労働能力喪失の際の物質的援助を得る権利	93 条	27 条	50 条	45 条
教育を受ける権利	94 条	27 条	51 条	46 条
科学研究・文学芸術の創作及びその他の文化活動を行う自由	95 条	−	52 条	47 条
女性の政治的・経済的・文化的・社会的及び家庭生活における男性と平等の権利	96 条	27 条	53 条	48 条
国家機関に告訴する権利	97 条	27 条	55 条	41 条
賠償を取得する権利	97 条	−	−	41 条

出典：中国研究 143 号（1983 年），宮坂宏『増補改訂版 現代中国法令集』（専修大学出版局，1997 年）より筆者作成．

の基本的権利」が第 3 章に規定された（表 1）．「公民の基本的権利」の享有主体である「公民」の具体的内容について，1954 年憲法は直接規定していない．中国人民大学，北京大学，北京政法学院の研究者との討論などを経て中央政法幹部学校[21] 国家法教研室によって編集された『中華人民共和国憲法講義』[22] によると，「公民」とは「中華人民共和国の国籍を有する者」と定義された[23]．

もっとも，ソ連憲法における権利の享有主体である「市民」が，孤立した「人」ではなく，国家権力の行使に積極的に参加し，社会主義の建設に役割を果たす者であることに鑑みると[24]，「公民」も国家権力の行使に積極的に参加し，社会主義の建設に役割を果たす者であると言うことができるだろう．特に，選挙権・被選挙権の享有に関して「法律に従って政治的権利を剥奪されている人は除かれる」（86 条）と規定し，「国家は，法律に従って一定期間内封建地主と官僚資本家の政治的権利を剥奪し，同時に生活の道を与え，彼らが労働することで改造し，その力で自ら生活する公民とならしめる」（19 条

2項）と政治的権利の剥奪に関して規定していることに着目すると，「公民」とは，「中華人民共和国の国籍を有する者」のなかでも，社会主義体制を擁護する者を意味している概念であると解することができよう．「公民の基本的権利」とは，近代立憲主義で想定されている「人」一般の権利とは言えはないのである．

このような「公民の基本的権利」を規定する1954年憲法は，言論などの自由に関して「国家は必要な物質的便宜を供給し，以って公民がこれらの自由を享受することを保障する」（87条）としている．もっとも，近代立憲主義に基づく憲法において「内心における思想や信仰は，外部に表明され，他者に伝達されてはじめて社会的効用を発揮する」という意味でとりわけ重要な権利であると捉えられている表現の自由[25]や言論の自由は，国家権力によって制限や侵害される可能性があるので，国家権力を排除するために「国家からの自由」を基本として捉えられている．こうしたことを踏まえると，1954年憲法では，言論などの自由を確保するために国家権力を排除するということが想定されていないと解することができよう．

そして，1954年憲法は，「中華人民共和国公民は，憲法と法律を遵守し，労働規律を遵守し，公共秩序を遵守し，社会道徳を尊重しなければならない」（100条）と規定し，公民に対して憲法などの尊重義務を課している．これと対照的に，日本国憲法99条が「天皇又は摂政及び国務大臣，国会議員，裁判官その他の公務員」といった国家機関に対して憲法尊重擁護義務を課していることを踏まえると，中国の1954年憲法では，中国人民政治会議共同綱領と同様に，権利を確保するために国家権力を制限することを目的とする近代立憲主義が受容されていないと言うことができるだろう．

さらに，「中華人民共和国は人民民主主義制度を防衛し，全ての祖国を裏切る活動と反革命的活動を鎮圧し，全ての売国賊と反革命分子を懲罰する」（19条1項）との規定に基づくと，1954年憲法は，清末に制定された欽定憲法大綱以来の諸憲法のように，「公民の基本的権利」の保障よりも重要なこととして「人民民主主義制度」の防衛や「祖国を裏切らないこと」が存在していたと解することができる．そして，この「人民民主主義制度」の防衛や「全ての祖国を裏切らないこと」という具体的な内容が不明確な概念で以って，「公民の基本的権利」が侵害されるおそれがあったのである．

⑶ 百花斉放・百家争鳴

憲法制定後の1955年になると文学理論家である胡風に対する批判運動が起こり[26]，全国規模で反革命粛清運動が大衆運動形式で展開された．ところが，1956年2月のソ連共産党第20回大会[27]を契機に，毛沢東の考え方とソ連共産党の考え方の不一致が明らかになり[28]，ソ連に依拠することなく，自立して独自の経済建設路線を進んでいくことになった．そして，毛沢東は，6月に民主諸党派や知識人に対し中国の現状につき率直に批判を行うことを求める百花斉放・百家争鳴（双百）を提唱することになったのである．

その後，同年9月に開催された共産党第8回全国代表大会における報告では，「公民の基本的権利」とは何かが如実に示された．鄧小平は，「党規約改正報告」において，次のように述べている．

「全国が解放されたばかりの頃，我々は続けざまに数回に渡って全国的な大衆運動を起こし，いずれも予期以上の成果を挙げた．革命の大衆運動は全てが法律に依拠して行われるものではない．こうしたことが一種の副産物をもたらす可能性を作り，人々のあらゆる法制を軽視する気持を助長させ，それがまた，党と国家がこのような気持を克服する上での困難を増やしたのである」[29]．

この報告を踏まえると，鄧小平は，法律に依

拠せず行われた大衆運動によって生じる混乱を恐れたことから，法律の遵守が重要であると考えていたと言うことができよう．この点を鄧小平よりも明確に主張したのは，劉少奇の「政治報告」である．

「法律に背かない限り，公民としての権利は保障され，どんな機関からも，どんな人からも侵犯されることはなく，もし誰かが不法にその権利を侵犯するようなことがあれば，国家が必ずそれに干渉を加える．我々の全ての国家機関はみな厳格に法律を守らなければならず，我々の公安機関，検察機関と法院は，法制上におけるそれぞれの分担に対して責任を負い，互いに制約し合う制度を徹底的に実行しなければならない」[30]．

こうした劉少奇の報告に基づくと，「公民の基本的権利」とは，法律の範囲内で保障されるものであることが分かる．このような主張の背景には，次のような考え方があるように思われる．

「国家は公民に広範な権利を与えることによって，いちだんと人民民主主義制度を強固にし，人民の政治的自覚をたかめ，かれらが自覚的に，誠心誠意義務を履行するよう奨励し，義務を履行することは国家に対してつくすべき自己の責務であり，貢献であることをかれらに認識せしめることができる．人民民主主義制度と社会主義制度の下では，人民は完全な権利をもつと共にまた完全な義務を負うている．人民民主主義制度がますます強化され，社会主義事業がますます発展することによってのみ，人民の基本的権利もますます保障され，ますます拡大するのである．してみると，公民が権利を享受し，義務を履行することは，個人の利益と集団の利益とが融合一致していることの具体的なあらわれだということができよう」[31]．

この「公民の権利と義務の一致性」という考え方からすれば，公民と一体化していると見做されている国家では，法律などを通じて「公民の基本的権利」が保障されるのであって，そもそも，国家による「公民の基本的権利」の侵害は想定されていなかったと解されていたと言えよう．そして，こうした「公民の権利と義務の一致性」は，1982 年に制定された現行中華人民共和国憲法においても，なお堅持され続けているのである[32]．

第 2 節　反右派闘争から文化大革命へ

(1)　反右派闘争

百花斉放・百家争鳴によって実際に起こった批判は，現政権の承認を前提に批判・提言を求めた共産党の考え方の枠を超え，共産党や政権の存立基盤に疑問を呈するものだった[33]．

「真実の社会主義的民主主義がないばかりか，資本主義国家のにせ民主主義さえもない．憲法は一片の空文であり，党は憲法を守らなくてもよい」．「集会，結社，出版等にいたっては，すべて党の指導下におこなわれ，一歩も埒外に出ることができない．これで，どうして人民が国家の主人公であることを体現できよう．これは人権に対する侵犯であり，おそるべき法制破壊であり，どうしても改めなければならない．国家の大事はだれが図るのか．憲法上は人民代表大会と規定しているが，実際上は『人大』は泥人形にすぎない．全権はまったく党中央の手にあやつられ，『人大』はほんの形式的に手をあげるだけで，数年来，国家の大事にたいし真正の討論をしたり，委員が重大動議を提出したりするのを見たことがない」[34]．

このような共産党政権に対する痛烈な批判に加え，1956 年 10 月のハンガリー事件を契機に，毛沢東は，反撃に転じて，11 月の中共第 8 期中央委員会第 2 回総会で大衆に依拠した階級闘争を強調するようになった[35]．そして，共産党

は，1957年6月，党内に「力を結集して右派分子の侵攻に反撃することに関する指示」を伝達し，毛沢東の執筆による人民日報社説「これはどうしてか？」を発表し，批判者を「右派分子」として摘発し，反右派闘争を開始したのである[36]．

「右派」攻撃の際に有力な武器となったのは，1957年2月に，毛沢東が最高国務会議で発表した「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」で示された6項目の基準である[37]．すなわち，1）人民を分裂させるのではなくて，全国各民族人民の団結に有利であること，2）社会主義的改造と社会主義建設に不利ではなくて，社会主義的改造と社会主義建設に有利であること，3）人民民主独裁を破壊したり，弱めたりするのではなくて，この独裁を固めるのに有利であること，4）民主集中制を破壊したり，弱めたりするのではなくて，この制度を固めるのに有利であること，5）共産党の指導から離れたり，これを弱めたりするのではなくて，この指導を固めるのに有利であること，6）社会主義の国際的団結と全世界の平和を愛する人民の国際的団結をそこなうのではなくて，これらの団結に有利であること，というものである[38]．これらの基準に着目すると，毛沢東は，上述の鄧小平による「党規約改正報告」と同様に，人々の分裂ではなくて，「団結」を求めていたと言うことができよう．

そして，これらの基準によって，実際に人民の政治生活における言論や行動の是非が見分けられた．しかし，これらの基準は極めて曖昧であり，その解釈権は共産党にあったので，例えば，作家である従維熙が一方的に「右派分子」と認定されて20年に渡る労働改造生活を送るような事態が発生することになったのである[39]．

以上をまとめると，劉少奇と毛沢東との政治路線の違いが見え始めたなかで，「団結」が重要視されるようになり，この「団結」を乱す「右派分子」であると，一方的に決め付けられることで，国家権力などによって弾圧され，「公民の基本的権利」が安易に侵害されるようになっていったと言えよう．

⑵ 「大躍進」政策から経済調整政策へ

その後，1958年8月の政治局拡大会議によって「大躍進」政策が推し進められることになったが，1959年から3年連続で洪水や干害など自然災害も続き，全国的な食糧不足に見舞われ，国中が深刻な飢餓状態になった[40]．このような状況のなか，1960年になるとソ連による援助も打ち切られ，経済はさらに打撃を受けた[41]．

こうした局面に対処するため，1962年1月の拡大中央工作会議を経て，劉少奇の主宰のもと，周恩来，鄧小平らにより，重工業の縮小，農業生産および軽工業生産の回復を重点とする調整政策が始められた．しかし，調整政策によって，個人経営への逆行現象や私的利益を追求する投機行為，闇市場などが出現することになり，社会主義実現を急ぐ毛沢東との意見の違いが顕在化していった．

こうして，1962年9月に開かれた共産党第8期中央委員会第10回全体会議において，毛沢東は，中国にはなお資本主義復活の危険があるとの認識を示して階級闘争を呼びかけることになったのである．

⑶ 文化大革命と「公民の基本的権利」の侵害

このような状況の下で，1966年8月に開催された共産党第8期中央委員会第11回全体会議は，「中国共産党中央委員会のプロレタリア文化大革命に関する決定」を採択し，文化大革命が発動されることになった．

造反派は，毛沢東の権威を背景に，大衆動員や紅衛兵運動[42]を行い，党や政府機関，学校，工場，農村にまで押し寄せ，一部の人を「地主，富農，反革命分子，悪質分子，資産階級右派分子，叛徒，特務，死んでも改めない資本主義路線の実権派，反動学術権威」といった「階級敵」と見做し，吊上げ，家宅捜査や残酷な人身に対する迫害を行ったのである．その代表的

な例としては，迫害に耐えかねた作家・老舎の自殺[43]，北京大学哲学科教員の聶元梓の壁新聞（大字報）による学長・陸平の批判及び追放[44]や国家主席である劉少奇に対する迫害などが挙げられる．劉少奇は，1967年8月の「司令部を砲撃せよ」との毛沢東の壁新聞（大字報）発表1周年を祝賀する際の吊上げ大会で踏みつけられ，執務室に戻ってから，次のように語ったと言われている．

「誰が私を免職にした？審判にかけるにしても，人民代表大会の決議がいるはずだぞ．私個人も一人の公民だ．なぜ私にものを言わせないのか？『憲法』は，全ての公民の人身上の権利は侵犯を受けないことを保障しているのだ．憲法を破った者は法律の厳しい制裁を受けることになるぞ」[45]．

文化大革命の時期には，国家指導者など著名な人々だけでなく，一般の人々に対しても様々な迫害が行われた．例えば，河北省の山村に人民公社から派遣された3人の共産党の幹部が「工作組」として批闘大会に参加した際に，女性工作組長は，次のように語った．

「我々の人民公社の下には七つの村があるが，他の六つの村ではとっくに現行反革命分子をいぶり出したばかりか，李家村では文化大革命を批判した反革命分子が死刑に処された！ 数百人の住民がいる封家庄に，現行反革命分子がひとりもいないというのか！ そんなはずはない！ 毛主席は『階級闘争をやれば必ずひっかかるのがいる』とおっしゃった」[46]．

このように文化大革命期には階級闘争が極端に強調された結果，多くの人々が階級闘争の対象とされ，反革命分子など無実の罪で迫害を受け，1954年憲法に規定された「公民の基本的権利」は全く保障されなかったのである．

第3節　文化大革命の終結と中華人民共和国憲法

(1)　文化大革命の影響の排除

文化大革命によって破壊された状況を収拾するために，1969年4月に共産党第9回全国代表大会が開催された．もっとも，そこでは「社会主義の歴史段階のすべてに階級と階級闘争が存在するとし，階級闘争を党の基本路線として絶対に忘れてはならない」とする「プロレタリアート独裁のもとでの継続革命の理論」が基本思想とされ，まだまだ文化大革命の影響が色濃く残っていた．

1973年8月に開催された共産党第10回全国代表大会においても，周恩来と王洪文が副主席となり，張春橋，江青，姚文元が党政治局に入ることになり，脱文革を図る周恩来らと，これに抵抗し巻返しを図る江青ら四人組との対立が見られた．1973年には，鄧小平が国務院副総理へ復活するなど脱文革が図られるようになったが，逆に，四人組は，1974年1月から7月にかけて周恩来や鄧小平に対する批判運動（批林批孔運動）を推進して[47]，実権掌握を企図したのである．このような対立のなか，1975年1月に開かれた第4期全国人民代表大会第1回会議において，周恩来は「農業，工業，国防と科学技術の現代化の全面的な実現」（4つの現代化）を国家の目標とした．そして，中華人民共和国憲法（以下，1975年憲法とする）の改正が行われることになったのである[48]．

1975年憲法は，全30条と大幅に条文数を減らし，「序言」に「社会主義社会は相当長い歴史的段階である．この歴史的段階においては，終始，階級，階級矛盾，階級闘争が存在し，社会主義と資本主義の2つの道の闘争が存在し，資本主義復活の危険性が存在し，帝国主義と社会帝国主義による転覆と侵略の脅威が存在する」との認識を示したうえで，「これらの矛盾は，プロレタリア階級独裁のもとでの継続革命の理論と実践によってのみ解決することができる」ことが規定された．こうした規定を踏まえ

ると，1975年憲法には当時の政治状況が強く影響していることが窺えよう．

⑵ 1975年中華人民共和国憲法における「公民の基本的権利」

1975年憲法第3章に規定された「公民の基本的権利」には，表1から分かるように，1954年憲法に規定されていた平等権，居住及び移転の自由，科学研究・文学芸術の創作及びその他の文化活動を行う自由が規定されなかった．これらの権利は，文化大革命期における実権派の様々な活動の自由を裏付けることになるという政治的な思惑のもとで削除されたと解することができよう．逆に言えば，ストライキの自由と「大鳴，大放，大弁論，大字報を運用する権利」（13条）が新たに規定されたことも，造反派による実権派の弾圧の実態を憲法上正当化する政治的な思惑のもとで規定されたと捉えることができるだろう．

1975年憲法においても，「公民の基本的権利」の享有主体である「公民」の具体的内容については規定されていない．もっとも，選挙権・被選挙権に関して「但し，法律に従って政治的権利を剥奪されている人は除外する」（27条1項）と規定し，「国家は法律に基づき，一定の期間，地主，富農，反動資本家及びその他の悪質分子の政治的権利を剥奪し，同時に生活を維持する道を与え，法律を遵守し，自己の労力によって生活する公民となるよう，労働を通じて改造させる」（14条2項）と政治的権利の剥奪について規定していることに着目すると，「公民」とは，1954年憲法と同様に，社会主義体制を擁護する者を意味する概念であると解せよう．したがって，「公民の基本的権利」とは，近代立憲主義で想定されている「人」一般の権利ではないと言うことができるだろう．

そして，1975年憲法は，「公民の基本的権利と義務は，中国共産党の指導を擁護し，社会主義制度を擁護し，中華人民共和国の憲法と法律に従うことである」（26条1項）と規定し，公民に中国共産党の指導の擁護義務と憲法尊重擁護義務を課している．この規定に「中国共産党は，全中国人民の指導的中核である．労働者階級は，自らの前衛である中国共産党を通じて，国家に対する指導を実現する」（2条1項）という規定を加えて解釈すると，労働者階級と共産党の一体性のもとで，「中国共産党の指導」に従う公民の義務が強化されることになる．つまり，公民は「公民の基本的権利」を主張するよりも，「中国共産党の指導」に従わなければならないことになるのである．

さらに，1975年憲法も「国家は社会秩序を守り，全ての国を裏切る活動と反革命的活動を鎮圧し，全ての売国奴と反革命分子を処罰する」（14条1項）と規定していることを踏まえると，「公民の基本的権利」の保障よりも重要なこととして「社会秩序」の維持や「祖国を裏切らないこと」が存在していると解することができよう．そして，これらの具体的内容が不明確な概念で以って，「公民の基本的権利」が侵害されてきたのである．

以上を踏まえると，1975年憲法では，「公民の基本的権利」の保障よりも，「社会秩序」の維持などだけでなく，「中国共産党の指導」の擁護が明確に規定され，それが前提となっているので，権利を確保するために国家権力を制限することを目的とする近代立憲主義は全く受容されていなかったと言うことができよう．

⑶ 文化大革命の終結

1976年1月の周恩来の死後，江青ら四人組は，鄧小平の勢力の拡大を押えるべく，1976年3月末頃から「走資派」批判を展開した．こうしたなか，4月5日，北京の天安門広場にある人民英雄記念碑は，周恩来への献花や追悼で埋め尽くされた．もっとも，それらのなかには，文化大革命への不満や毛沢東への批判も見られたことから，共産党中央政治局は，毛沢東の指示に基づき，同月7日に，この天安門事件を反革命政治事件としたうえで，鄧小平の解任と華

国鋒[49] 首相代理の首相昇任を決定した．

ところが，1976 年 9 月に毛沢東が急死したことから，共産党は，10 月に「王洪文，張春橋，江青，姚文元，反党集団に関する事件の通知」を公表し，四人組を逮捕して隔離審査することにした[50]．そして，華国鋒は，共産党の主席に就任し，1977 年 8 月の共産党第 11 回全国代表大会において自らを毛沢東の後継者であるとし，毛沢東の下した決定及び指示は全て継ぐとの立場（両個凡是）を前提としつつも，四人組の闘争を総括し，文化大革命が終結したことを宣告したのである．

文化大革命の終結を踏まえたうえで，1978 年 3 月の第 5 期全国人民代表大会第 1 回会議において，中華人民共和国憲法は全面的に改正されることになった（以下，1978 年憲法とする）[51]．1978 年憲法は，1975 年憲法よりも多い全 60 条から構成され，周恩来が生前に主張していた「4 つの現代化」が盛り込まれることになった．とは言え，毛沢東の後継者を自認していた華国鋒のもとでは，文化大革命後の新たな時期の任務として「プロレタリア階級独裁のもとでの継続革命，階級闘争の展開，生産闘争及び科学実験の三大革命運動を堅持し，今世紀内にわが国を農業，工業，国防及び科学技術が現代化した偉大な社会主義強国とすること」が掲げられ（序言），「プロレタリア階級独裁のもとでの継続革命」や「階級闘争の展開」がなおも維持されることになったのである．

⑷ 1978 年中華人民共和国憲法における「公民の基本的権利」

1978 年憲法第 3 章に規定された「公民の基本的権利」では，表 1 から分かるように，科学研究・文学芸術の創作及びその他の文化活動を行う自由が再び規定されることになったが，ストライキの自由と「大鳴，大放，大弁論，大字報を運用する権利」がなおも規定されていた．これは，文化大革命が終結したけれども，華国鋒のもとで「プロレタリア階級独裁のもとでの継続革命」が維持されることになったという政治状況を反映して規定されたと捉えることができるだろう．

「公民の基本的権利」の享有主体である「公民」の具体的内容について，1978 年憲法も直接規定していない．もっとも，1975 年憲法と同様に，選挙権・被選挙権に関して「法律に従って政治的権利を剥奪されている人は除外する」（44 条）と規定し，「国家は法律に基づき，一定の期間，地主，富農，反動資本家及びその他の悪質分子の政治的権利を剥奪し，同時に生活を維持する道を与え，法律を遵守し，自己の労力によって生活する公民となるよう，労働を通じて改造させる」（18 条 2 項）と政治的権利の剥奪について規定していることを踏まえると，「公民」とは，社会主義体制を擁護する者を意味している概念であると解することができるだろう．したがって，「公民の基本的権利」とは，近代立憲主義で想定されている「人」一般の権利ではないと言うことができるだろう．

そして，1978 年憲法も，「公民は，中国共産党の指導を擁護し，社会主義制度を擁護し，祖国の統一と各民族の団結を守り，憲法と法律を遵守しなければならない」（56 条）と規定し，公民の中国共産党の指導の擁護義務と憲法尊重擁護義務を課している．そして，1975 年憲法と同様に「中国共産党は，全中国人民の指導的中核である．労働者階級は，自己の前衛である中国共産党を通じて，国家に対する指導を実現する」（2 条 1 項）と規定していることを踏まえると，労働者階級と中国共産党の一体性のもとで，「中国共産党の指導」に従う公民の義務が強化されることになる．つまり，公民は「公民の基本的権利」を主張するよりも，「中国共産党の指導」に従わなければならないことになるのである．

さらに，1978 年憲法も「国家は社会主義制度を守り，全ての国を裏切る活動と反革命的活動を鎮圧し，すべての売国奴と反革命分子を処罰し，新たに生まれたブルジョア階級分子とその

他の悪質分子を処罰する」（18条1項）と規定していることを踏まえると，「公民の基本的権利」の保障よりも重要なこととして「社会主義制度」の維持や「国を裏切らないこと」が存在していると解することができよう．したがって，これらの具体的内容が不明確な概念で以って，「公民の基本的権利」が侵害されるおそれがなお存在していたのである．

このように，1978年憲法も，1975年憲法と同様に「公民の基本的権利」の保障よりも，「社会主義制度」の維持などだけでなく，「中国共産党の指導」の擁護が明確に規定され，それが前提となっているので，権利を確保するために国家権力を制限することを目的とする近代立憲主義は全く受容されていなかったと言えるだろう．

以上の中華人民共和国建国から1978年の改革開放政策導入までの中国社会の状況を踏まえると，階級闘争が至上原理とされ，それに根拠を置いた政治が社会全体を動かしたと言える[52]．このような「政治中国社会」では，中華人民共和国建国以前と同様に，人々が味方と階級敵に分けられ，味方のみに「公民の基本的権利」が保障され，階級敵に対しては弾圧が行われてきたと言わざるを得ないのである．

第4節　改革開放政策と中華人民共和国憲法

⑴　共産党第11期中央委員会第3回全体会議

1978年から1979年にかけて文化大革命期の暗黒と悲惨さを主題とする「傷痕文学」[53]が発表されるなど全国的な文化大革命批判の高まりを背景に，毛沢東の下した決定及び指示を全て継ぐとした華国鋒は，批判に晒されるようになった．華国鋒に対する批判は，1978年12月に開催された共産党第11期中央委員会第3回全体会議で公然化し，事実に基づき真理を求める「実事求是」が掲げられ，1957年以来の階級闘争を要とする誤った方針が放棄され，党と国家の活動の中心は社会主義経済建設に転換していくことになった．そして，鄧小平は党副主席，国務院副総理，軍総参謀長に復活し，華国鋒は1980年に総理の地位を趙紫陽に，1981年には党主席（1982年から総書記と改称）の地位を胡耀邦に譲ることになったのである．

共産党は，さらに1976年4月の天安門事件を革命的行動であると再評価し，1979年1月には「地主，富農分子の名誉回復問題と地主，富農子女成分問題に関する決定」を公布した．そこでは，少数の改造していない者を除き，長年，政府の法令を遵守し，誠実に労働し，悪事をしなかった地主，富農分子及び反革命分子と悪質分子は，大衆の評価，審査，県革命委員会の批准を経て，一律にそのレッテルが外され，人民公社社員の待遇を与えられることになった[54]．

こうした名誉回復に見られるように，共産党も，反右派闘争や文化大革命における一部の人々を一方的に階級敵として弾圧することに対しては批判的になり，今後は，これまでのように国家指導者の一存により，人々の生命や「公民の基本的権利」を容易に侵害することができなくなったと捉えることができるだろう．

⑵　「北京の春」の弾圧

他方で，文化大革命が終結すると共に，民衆の政治的活動が起こり始め，1978年半ばから北京の西単の壁に壁新聞（大字報）が張り出され，魏京生による『探索』の発刊（1979年1月）[55]などに見られるように，人権を含む民主化要求や法制の確立などの様々な政治的要求が主張されるようになった．

「中国の法律の条文を手にいれて，『反革命的活動』の具体的内容を明らかにしようとしたが，中国には法律はない〔1966年以前には，私は法律をみたことがない〕」[56]．

「たとえ，実際にいうことが反革命的言論であっても，〔十分に〕いわせるべきである．なぜなら，言論の自由からは，『反革命的言論』は除かれていないのであり，人民大衆の眼がきれいに澄みきっており，その是非曲直は自か

ら公開の討論のなかで定まり，人心をつかむことのできない言論は公開の討議をつうじて消えてゆくにちがいないことを信じなければならない」[57]．

このような言論の自由に関する主張は，中国人権同盟による「中国人権宣言19ヵ条」（1979年1月）の「二，公民は憲法が党と国家の指導者を批判し，評価する〔公民の〕権利を適切に保障することを要求」するという箇所においても見ることができる[58]．

当初，北京市当局は壁新聞による意見の主張を人民の権利として容認していたが，その活動が思惑を越えるようになると，鄧小平は，1979年3月に「四つの基本原則」（社会主義の道，プロレタリア独裁，共産党の指導，マルクス・レーニン主義・毛沢東思想の堅持）を提起し[59]，一挙に規制と弾圧に転じた．

「社会主義の民主を発展させるからといって，社会主義を敵視する勢力に対しプロレタリアート独裁を行わなくてもよいというのでは決してない．我々は階級闘争の拡大には反対で，党内にブルジョアジーが存在するとは考えておらず，社会主義制度のもとで搾取階級と搾取の条件が確実に消滅された後にもブルジョアジーあるいはその他の搾取階級がまたもや生まれてくるなどとも考えていない．だが，社会主義社会にも，今なお反革命分子や特務分子がおり，社会主義の秩序を乱す様々な刑事犯罪分子やその他の悪質分子がおり，汚職，窃盗，投機活動を行う新しい搾取分子がいるのであって，こうした現象は長期にわたって完全には消滅できるものではないということ，この点も考慮しておかなければならない．彼らとの闘争はこれまでの歴史に見られたような階級対階級の闘争とは異なるが（彼らが公然とした，まとまった1つの階級になることはありえない），それは依然として特殊な形態の階級闘争であり，言い換えれば歴史上の階級闘争が社会主義の条件下に特殊な形態をとって残ったものであり，これら全ての反社会主義分子に対しては，依然として独裁を実行すべきである」[60]．

鄧小平は，「言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという，民主制に資する社会的な価値」[61]に関わる主張をも「社会主義の秩序を乱す」ことと否定して，処罰したのである．

その後も，鄧小平が1981年7月の中央宣伝部門の指導者との談話において「共産党の指導がなければ，天下は大いに乱れ，ばらばらになるに違いない」と語っているように，共産党第11期中央委員会第3回全体会議以降であっても，中国共産党に対する攻撃によって「団結」を破壊されることが，何よりも回避すべき重要事項であるとされたのである．文化大革命の終結後も，権利を確保するために国家権力を制限することを目的とする近代立憲主義の受容は拒絶されたと言うことができよう．

とは言え，鄧小平も，1980年8月の「党と国家の指導制度の改革について」[62]において，過去の様々な誤りの原因を踏まえると，制度化・法律化の軽視がより根本的な問題であると指摘している．文化大革命のような指導者個人の意思が全てに優越する「人治」体制から，制度化，法律化することによって客観性と正統性，安定性と長期性を確保する「法治」体制への移行も要請されていたのである[63]．

こうして，1982年12月の第5期全国人民代表大会第5回会議において，中華人民共和国憲法が全面的に改正されることになった（以下，1982年憲法とする）[64]．1982年憲法では，1975年憲法や1978年憲法のような「プロレタリア階級独裁のもとでの継続革命」は規定されなかったが，「わが国には，搾取階級は階級としては既に消滅した．しかし，階級闘争はなお未だ一定の範囲内で長い間存在するだろう．中国人民はわが国の社会主義制度を敵視し破壊する国内外の敵対勢力と敵対分子に対して，闘争

を行わなければならない」（序言）と規定され，なおも「社会主義制度を敵視し破壊する国内外の敵対勢力と敵対分子」に対しては闘争が維持されることになったのである．

⑶ 1982年中華人民共和国憲法における「公民の基本的権利」

1982年憲法では，1975年憲法や1978年憲法とは異なり，「公民の基本的権利」が前置され，第2章に規定されることになった．このことを以って「憲法が国家生活における公民の地位を体現し，公民の民主的権利を保障するものである」と評価されることがあるが[65]，「公民の基本的権利」が前置されたことによって，実際に「公民の基本的権利」が保障されるようになるとまでは言い難いように思われる．

そして，1982年憲法では，文化大革命期に行われた過酷な弾圧を反省して，表1に見られるように，平等権（33条），人格の尊厳の不可侵（38条）[66]，通信の秘密（40条），賠償を取得する権利（41条）が新たに規定されることになった．また，逆に，文化大革命期の政治状況の影響を受けて規定されたストライキの自由，「大鳴，大放，大弁論，大字報」を運用する権利，宗教を信仰せず，無神論を宣伝する自由が削除されることになり，1982年憲法は文化大革命の影響から離れていくことになったのである．

1982年憲法になって，初めて「凡そ中華人民共和国国籍を有する者は，いずれも中華人民共和国公民である」（33条1項）と規定され，「公民」が中華人民共和国の国籍を有する者[67]であるということが明確にされた．もっとも，これまでの諸憲法と同様に，選挙権及び被選挙権に関して「但し法律に従って政治的権利を剥奪されている者は除外する」（34条）と政治的権利の剥奪を規定していることを踏まえると，「公民」とは，社会主義体制を擁護する者を意味している概念であるという側面を残していると解することもできよう．このように解すると，「公民の基本的権利」とは，まだ近代立憲主義で想定されている「人」一般の権利ではないと言うことができるだろう．

ここで注意すべきは，1982年憲法では「中国共産党の指導」の擁護義務が1975年憲法や1978年憲法のように憲法の条文に規定されていないが[68]，「序言」に「中国の各民族人民は引続き中国共産党の指導の下で，マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の導きの下で，人民民主主義独裁を堅持し，社会主義の道を堅持し，社会主義の諸制度を不断に完全なものにし，社会主義的民主を発展させ，社会主義的法制を健全なものにし，自力更生，艱難辛苦し奮闘し，一歩一歩工業・農業・国防及び科学技術の現代化を実現し，わが国を高度の文明を具えた，高度の民主的社会主義国家へと建設するであろう」と規定されていることである．このように「中国共産党の指導」は「序言」のなかで用いられているだけであり，1982年憲法の下で「中国共産党の指導」の相対化が微温ながらも進められてきたが，共産党の一党独裁体制は，中国の人権保障との関連で，依然として中核的問題であり続けている[69]．

もっとも，1982年憲法は，文化大革命での苦い経験を反省したうえで「全ての国家機関と武装勢力・各政党と各社会団体・各企業事業組織はいずれも憲法と法律を遵守しなければならない」（5条3項（現5条4項））と規定し，国家機関などにも憲法尊重擁護義務を課している[70]．この規定に基づき，憲法によって国家権力が制限される可能性があると言うことができるだろう．

とは言え，1982年憲法は，これまでの諸憲法と同様に「如何なる公民も，憲法と法律に規定する権利を享有し，同時に憲法と法律に規定する義務を履行しなければならない」（33条3項（現33条4項））と規定し，公民に憲法尊重擁護義務を課している．そして，新たに「中華人民共和国公民が自由と権利を行使する時は，国家的，社会的，集団の利益とその他公民の合法的な自由と権利に損害を与えてはならない」

（51 条）とも規定している．この新たな規定の背景には，学説によると，次のような考え方がある．

「公民は，国家，社会，集団のなかで生活し，その他の公民との相互関係のなかで生活しているので，国家，社会，集団，そしてその他の公民との関わりのなかで制約を受けることになる．これは，公民が享有する自由や権利が，結局のところ国家，社会，集団，そして他の人の同様な合法的権利を尊重し侵害してはならないことを前提としているとも言えよう．この前提を離れると，人々の間には互いに権利を尊重せず，侵害し合う混乱が生じ，社会に動乱や不安が現れてくることになるのである」[71]．

この考え方も，これまでの「政治中国社会」の反省を踏まえて「社会に動乱や不安が現れてくること」を防ぐために「公民の基本的権利」と国家的利益などが衝突する場合には，常に国家的利益などが優先される可能性があることを指し示していると解することができよう．

以上のように，1982 年憲法では，1975 年憲法や 1978 年憲法と異なり，「中国共産党の指導」の擁護義務が明確に規定されなかったが，このような新たな規定が追加されたことを踏まえると，権利を確保するために国家権力を制限することを目的とする近代立憲主義は全く受容されていないと言うことができよう．

さらに，1982 年憲法も「国家は社会秩序を擁護し，祖国の裏切りその他の反革命活動を鎮圧し，社会治安に対する危害，社会主義経済の破壊，その他の犯罪活動を処罰し，犯罪分子を懲罰し改造する」（28 条）と規定していることを踏まえると，これまでの諸憲法と同様に，「公民の基本的権利」の保障よりも重要なこととして「社会秩序」の維持だけでなく，「祖国を裏切らないこと」が存在していると解することができるだろう．したがって，これらの具体的内容が不明確な概念で以って，「公民の基本的権利」が侵害されるおそれが今なお存在していると言うことができるのである．

⑷　経済体制改革・政治体制改革から天安門事件へ

1982 年 9 月の共産党第 12 回全国代表大会以後，共産党内部には，鄧小平が率いる改革派と陳雲が率いる保守派が存在し，政治的対立が見られるようになった．とりわけ，1983 年後半から 1984 年初めにかけて，改革開放政策の進展に伴う西欧の思想や文物の流入を許容した改革派の胡耀邦総書記に対して，保守派が 1983 年 10 月の共産党 12 期中央委員会第 2 次全体会議以降，「精神汚染」除去キャンペーン[72]を展開した[73]．もっとも，このキャンペーンは，1984 年初頭に鄧小平が運動の行き過ぎを懸念して事実上中断されることになった．

他方で，農村から始まった経済体制改革が大規模な商品経済を生み出し，農村と都市の繋がりが強まるなかで，都市に重点を置いた改革の必要性に対応していくために，1984 年 10 月の第 12 期 3 中全会において「経済体制改革についての決定」が採択された．ところが，改革に伴う弊害が拡大していき，農業生産を軽視するような経済運営に対して，批判が起こった．こうした改革派と保守派の経済改革をめぐる意見の対立は次第に政治問題化していき，最終的に 1987 年 1 月の胡耀邦の辞任という事態を生むことになった．

このような状況のなかで，1987 年 10 月の共産党第 13 回全国代表大会において，趙紫陽は，中国の社会主義を「初級段階」として正式に位置付け，経済発展構想の具体化を提起し，政治体制についても党と企業の分離の必要性を強調した．というのも，1987 年から 88 年にかけて経済の過熱とインフレーションが進行し，官僚ブローカー（官倒）と呼ばれる特権官僚層の不正な経済活動の横行によって社会的不満が蓄積し，政治改革の緊急性を訴える世論が形成され，民主主義を要求する運動も公然化してき

たからであった.

こうした流れを加速させることになったのは，1989年4月の胡耀邦の死を契機に全国的規模で展開された，愛国民主主義運動である．この運動は，次第に拡大し，北京の天安門広場で学生が座り込みやハンガーストライキを行うまでになった．同月18日の夜明けに，北京大学と人民大学の学生数百人が人民大会堂の前で座込みを始め，全人代常務委員クラスか，それ以上の要人の接見を要求し，7項目の対政府要求を発表した．すなわち，1）民主と自由について胡耀邦の見解は正しいと認める，2）精神汚染とブルジョア自由化反対運動は誤りだったと認める，3）国家指導者と家族の収入の情報公開，4）民間新聞の発禁解除と言論の自由の解除，5）教育予算の増額と知識人の待遇改善，6）北京市内のデモの制限撤廃，7）悪い政策を行った政府高官を交替させる民主選挙の実施である[74]．次第に，運動は拡大していき，6月4日未明に，鄧小平の指示に基づき人民解放軍によって学生デモ排除が行われた（天安門事件）．鎮圧後の同月9日，鄧小平は，首都戒厳部隊の幹部に接見した際に，次のように語った.

「彼らの根本的なスローガンは主に2つである．1つは共産党を打倒することであり，1つは社会主義制度を転覆させることである．彼らの目的は，完全に西側に従属するブルジョア階級の共和国を設けることなのである」[75].

この事件の結果，民主化運動を支持した趙紫陽は解任され，江沢民が総書記に就くことになった．その後，天安門事件の処理が一段落して政治的安定を回復していくなか，1992年1月に鄧小平は，広東省等の南方を視察し，対外開放政策の成果を高く評価した.これを契機に，天安門事件以来の国際的孤立からの脱却を図りつつ，市場経済の役割を高める方針が推進された．そして，1992年10月の共産党第14回代表大会では，「社会主義市場経済」が唱えられ，十数年来の経済改革の方向性が市場経済化にあることが確認されることになった．さらに，1997年9月，共産党第15回代表大会において，江沢民は，平和と発展の時代における改革開放と現代化の為の中国の特色を持った社会主義理論として「鄧小平理論」を提起し，「中国共産党の指導」の下に，社会主義民主を拡大し，依法治国を実践することが重要であると指摘したのである[76].

このように，文化大革命が終結してからは，改革開放政策の下，「経済発展・物質利益追求」が中心的原理として確立されていくことになった[77]．とは言え，1980年代以降の中国においても，2度の天安門事件の弾圧や，その後の鄧小平の発言に見られるように，共産党は，自らを批判する者を「団結」を破壊する者と一方的に認定することで弾圧してきたのである．こうした弾圧が起こる背景には，権利を確保するために国家権力を制限することを目的とする近代立憲主義の受容が，今なお拒絶されていることがあるように思われるのである.

おわりに

本稿では，1949年10月の中華人民共和国建国後の政治状況と中華人民共和国憲法における「公民の基本的権利」に着目して，中華人民共和国憲法における近代立憲主義の受容の有無について考察してきた.

先行研究によると，中華人民共和国建国から1978年の改革開放政策導入までの中国社会を，政治を中心として動いた一つの特殊な社会類型である「政治中国社会」とする．そして，「政治中国社会」では，「階級闘争」が至上原理とされ，それに根拠を置いた政治が社会全体を動かしたと言う．確かに，建国から文化大革命の終結に至るまでの「政治中国社会」では，毛沢東の主張の下に「団結」することが重要視され，それに異議を唱える「団結」を壊す者に対しては「階級闘争」が行われ，弾圧されることになった.

もっとも，文化大革命終結後の中国社会においても，「階級闘争」が完全に放棄されたわけではなかったということには注目すべきである[78]．2度の天安門事件などに見られるように，鄧小平もまた「団結」することを重要視し，それに異議を唱える「団結」を壊す者に対しては「公民の基本的権利」が保障されず，批判が行われ，弾圧されることになったのである．このように，中華人民共和国では，一貫して「団結」が重要視されてきたのであり，それに異議を唱える「団結」を壊す者に対しては「公民の基本的権利」を保障せず，批判し，弾圧してきたのである．

このように，共産党が「公民の基本的権利」の保障よりも「団結」を重視してきたという論理は，マルクス主義とは関わりのない，清末の欽定憲法大綱 や 中華民国期 の 中華民国臨時約法，天壇憲法草案，中華民国約法，中華民国憲法（曹錕憲法）においても見られたことである．これらの諸憲法では権利の保障よりも「強い国家」の建設が重視されてきたのである[79]．こうした点に着目すると，近現代中国では，「団結」や「強い国家」の建設のために，近代立憲主義の受容が拒絶されてきたと言うことができよう．

その後，1982年憲法は，1999年3月の一部改正により「中華人民共和国は依法治国を実行し，社会主義法治国家を建設する」（5条1項）ことが追加規定され，法の支配の原理に類似する法治主義[80] のような観念が採用されることになった[81]．そして，2004年3月の一部改正により「国家は人権を尊重し保障する」（33条3項）と追加規定されることになり，「人権」という語が用いられるようになった．とは言え，この「人権」とは，従来の「公民の基本的権利」と合致する概念であり，なお近代立憲主義の受容が拒絶されているということができよう[82]．

注

1）中国人民政治協商会議共同綱領は，「第1章　総則」「第2章　政権機関」「第3章　軍事制度」「第4章　経済政策」「第5章　文化教育政策」「第6章　民族政策」「第7章　外交政策」から構成されている．中国人民政治協商会議共同綱領の条文については，陳荷夫編『中国憲法類編』（中国社会科学出版社，1980年）183–194頁参照．

2）松井直之「中華民国期における『人権』概念―新月派・中国民権保障同盟・中国共産党に着目して―」横浜国際経済法学15巻2号（2006年）41–42頁参照．

3）陳志平主編『中国革命史』（中国政法大学出版社，1993年）221頁参照．

4）芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法』〔第3版〕（岩波書店，2002年）13頁参照．

5）大川睦夫「人権」社会主義法研究会編『社会主義法研究年報 No. 10 変動する社会主義法―基本概念 の 再検討―』（法律文化社，1991年）98頁，小森田秋夫編『現代ロシア法』（東京大学出版会，2003年）35頁参照．

6）松井直之「清朝末期における権利の受容と変容―欽定憲法大綱と臣民権利―」横浜国際経済法学（2005年）29頁以下参照．

7）松井直之「中華民国期の諸憲法における権利概念 の 変遷」横浜国際社会科学研究11巻1号（2006年）33–41頁参照．

8）陳・前掲註3）229–236頁参照．

9）劉少奇「在北京市大三届人民代表会議上的講和（1951年）」『劉少奇選集 下巻』（人民出版社，1985年）60頁．邦訳は，土屋英雄編著『中国の人権と法―歴史，現在そして展望―』（明石書店，1998年）115頁を参照した．

10）毛沢東「批判離開総路線的右傾観点（1952年）」『毛沢東選集　第5巻』（人民出版社，1977年）65頁．邦訳は，土屋・同上116頁を参照した．

11）毛沢東「党在過渡時期的総路線（1953年）」『毛沢東選集 第5巻』（人民出版社，1977年）89頁．邦訳は，土屋・同上同頁を参照した．

12）毛沢東「為動員一切力量把我建国建設成為一個偉大的社会主義国家而闘争（1953年）」中共中央文献研究室編『建国以来重要文献選編』第4冊（中央文献出版社，1993年）693頁以下参照．邦訳は，土屋・同上同頁を参照した．

13）1954年憲法の邦訳は，中国研究143号（1983年）114–125頁，宮坂宏『増補改訂版 現代中国法令集』（専修大学出版局，1997年）28–42頁参照．

14）毛沢東「関与中華人民共和国憲法草案」『毛澤東 鄧小平 論中国国情』（中共中央党校出版社，1992年）366頁．

15）カール・マルクス（城塚登訳）『ユダヤ人問題によせて ヘーゲル法哲学批判序説』（岩波書店，1974年）42頁．

16）藤田勇『ソビエト法史研究』（東京大学出版会，1982年）5–16頁参照.
17）ノーボスチ通信社編（稲子恒夫訳）『新ソ連憲法・資料集』（ありえす書房，1978年）50頁参照.
18）ノーボスチ通信社・同上110頁参照.
19）トポルニン（畑中和夫＝上田寛＝竹森正孝＝新美治一訳）『ソビエト憲法論』（法律文化社，1980年）資料9頁参照.
20）ソビエト社会主義共和国連邦憲法は，1923年にも制定されているが，ここでは「市民の基本的権利」に関する規定は無かった（ノーボスチ通信社・前掲註17）79–93頁参照）.
21）中央政法幹部学校の任務は，県級以上の指導幹部を輪番的に訓練することと，新しい政法教員の養成であり，瀋陽と西安に分校があった．学生は，普通班と高級幹部班とに分けられた．普通班は，25歳から30歳までの県級の県長，委員長，検察院院長，公安官，軍の連隊長以上の者が対象で，期間は1年間である．高級幹部班は，35歳から45歳までの省級の民政庁長官，人民法院院長，検察院院長，中級人民法院院長などが対象で，期間は2年間である（中央政法幹部学校国家法教研室編（高橋勇治＝浅井敦共訳）『中華人民共和国憲法講義』（弘文堂，1960年）403頁参照）.
22）中央政法幹部学校・同上3頁参照.
23）中央政法幹部学校・同上305頁.
24）大川・前掲註5）98頁，小森田・前掲註5）35頁参照.
25）芦部・前掲註4）162頁参照.
26）胡風事件については，小山三郎「中国共産党の文芸政策と一九五五年の胡風事件」同『現代中国の政治と文学―批判と粛清の文学史』（東方書店，1993年）107–144頁，李輝（千野拓政＝平井博訳）『囚われた文学者たち―毛沢東と胡風事件 上・下』（岩波書店，1996年）など参照.
27）共産党二十回大会では，フルシチョフがスターリンに対する個人崇拝の批判を行い，政治，経済の各方面において政策の転換が行われることが確認された.

この共産党二十回大会の背景は，次の通りである．ソ連は，1928年からの第一次五カ年計画で農業国から工業国に変わり，そしてこの計画の遂行過程で，1930年代前半に農業の全面的集団化が 基本的に達成され，同時に私的商工業もなくなり，搾取のない社会主義社会に突入した．1934年のソ連共産党第十七回大会では，スターリンは自分の指導の下に遂行された社会主義的工業化と農業の全面的集団化の勝利を確認し，そして，「階級のない社会」は「階級闘争の展開によって建設されなければならない」と述べたことから，大量弾圧がはじまった．1937年には，社会主義が前進すればするほど，階級闘争が激化するという命題を打ち出した．この結果，中央，地方の党機関，政府機関，経済機関，国有企業，赤軍等の多くの指導者が逮捕され，処刑された．こうしてソ連は，政治，経済その他のあらゆる面で大きな損害を受けたのである．1953年3月にスターリンが死去した後，党の指導部は，ソビエト国家と社会の正常な発展を妨げていた不法弾圧を停止することを決めた．そして，各方面において政策の転換が行われたのである．藤田勇『概説ソビエト法』（東京大学出版会，1986年）45–53頁参照．藤田勇・畑中和夫・中山研一・直川誠蔵『ソビエト法概論』（有斐閣，1983年）57–62頁参照．稲子恒夫『ソビエト法入門』（法律文化社，1965年）3–24頁参照.

28）中国共産党は，1956年4月と12月に「プロレタリアート独裁の歴史経験について（関於無産階級専政的歴史経験）」と「プロレタリアート独裁の歴史経験を再び論ず（再論無産階級専政的歴史経験）」を発表し，スターリンの功罪を評価し，毛沢東，周恩来等の中国共産党指導者と駐華ソ連大使やソ連共産党の指導者は相次いで会談し，スターリン問題について意見を交換した．中国共産党指導者はスターリンの功績を評価した（鄔正洪＝翟作君＝張静星『1949–1992中国社会主義革命和建設史』（華東師範大学出版社，1993年）116頁参照）.

その後，1961年9月，ソ連共産党は第二十二回大会で「プロレタリアート独裁は，共産主義の第一段階である社会主義の完全で最終的な勝利と共産主義の全面的な建設への社会の移行とを保障したことによって，その歴史的指名を果たしおわり，国内的発展の任務からみて，ソ連では必要なくなった．プロレタリアート独裁の国家として生まれた国家は，今日の新しい段階では，全人民の国家，全人民の利益と意志を代表する機関に変わった．…全人民の組織としての国家は，共産主義が完全に勝利するまで存続するだろう」と「全人民的国家」の規定を含む新綱領を採択した．これに対して，中国共産党は，1963年6月，ソ連共産党に対する公開書簡のなかで，すべての社会主義国家には，復活をはかる搾取階級の残存分子，新しいブルジョア分子など，例外なく階級と階級闘争が存在するとして，ソ連共産党はマルクス・レーニン主義のプロレタリアート独裁の基本原則を歪曲したとして，猛烈に反対した．これに対し，同年7月，ソ連共産党中央は，全国党員党組織への公開状で，現在，ソ連には労働者，農民という基本的二階級と知識分子だけがあり，搾取関係は消滅した．いったい誰が誰を独裁し抑圧するというのだと激しく反撃したのである（福島正夫「中

ソ論争と法の理論」法律時報 37 巻 12 号（1965 年）48 頁参照）.

中ソ対立の歴史的経過や理論的な問題については，菊池昌典・袴田茂樹・宍戸寛・矢吹晋『中ソ対立』（有斐閣，1976 年）が詳しい.

29）新華半月刊 1956 年 20 号（1956 年）82 頁以下. 邦訳は，土屋・前掲註 9）123–124 頁を参照した.

30）人民日報 1956 年 9 月 28 日. 邦訳は，土屋・同上 123 頁を参照した.

31）中央政法幹部学校・前掲註 21）310 頁.

32）魏定仁主編『憲法学』〔第 2 版〕（北京大学出版社，1994 年）208–209 頁，蒋碧昆主編『憲法学』（中国政法大学出版社，1994 年）230–232 頁，中国人民大学法律系国家法教研室編著『中国憲法教程』（中国人民大学出版社，1988 年）289–291 頁参照.

33）「人民日報」，「光明日報」に紹介された具体的な批判内容については，稲子恒夫『現代中国の法と政治』（日中出版，1975 年）103–106 頁が詳しい.

34）稲子・同上 104–105 頁.

35）土屋・前掲註 9）124 頁参照.

36）百花斉放・百家争鳴政策から，反右派闘争への政策の転換について分析した研究として，赤倉泉「放鳴運動から反右派闘争への政策転換の分析―上からの『自由化』の最初の挫折の政治的構図を求めて―」筑波法政 18 号（1995 年）205–227 頁，唐亮「1956～1957 年における中共の言論政策―「双百方針」から反右派闘争へ―」『現代中国の党政関係』（慶応義塾大学出版会，1997 年）119–149 頁，丸山昇『文化大革命に到る道―思想政策と知識人群像』（岩波書店，2001 年）参照.

37）土屋・前掲註 9）126 頁参照.

38）毛沢東「関於正確処理人民内部矛盾的問題」『毛沢東選集　第 5 巻』（人民出版社，1977 年）393 頁参照.

39）従維熙（柴田清継訳）『ある『右派』作家の回想』（学生社，1992 年）64 頁以下参照.

40）S. リッテンバーグ =A. ベネット（金連縁訳）『毛沢東に魅せられたアメリカ人　下』（筑摩書房，1997 年）5–6 頁参照.

41）S. リッテンバーグほか・同上 14 頁参照.

42）紅衛兵は「毛主席を守り，共産主義の祖国を守る」（保衛毛主席，保衛紅色江山）ことを意味し，最初に清華大学付属中学の学生が自発的に組織したもので，その後，北京の中学，大学の学生に真似され広まった（鄔ほか・前掲註 28）189 頁参照）.

43）李輝（千野拓政 = 平井博訳）『囚われた文学者たち―毛沢東と胡風事件　下』（岩波書店，1996 年）160 頁参照.

44）伏見和郎『科学技術者のみた文革前後の北京大学』（日中出版，1980 年）133–136 頁，ウーヴェ・リヒター（渡部貞昭訳）『北京大学の文化大革命』（岩波書店，1993 年）24–36 頁参照.

45）王光美 = 劉源ほか（吉田富夫 = 萩野脩二訳）『消された国家主席 劉少奇』（日本放送出版協会，2002 年）71 頁.

46）安剣星『僕は毛主席の紅小兵だった―毛沢東に忠誠を誓ったこどもたち―』（透土社，1996 年）97 頁.

47）稲子・前掲註 33）222 ― 224 頁参照.

48）1975 年憲法の邦訳については，野間清 = 浅井敦 = 近田尚已共訳『上海人民出版社版プロレタリア階級独裁のために―中国新憲法の性格と任務―』（東方書店，1976 年）191–203 頁，中国研究 143 号（1983 年）109–113 頁参照.

49）華国鋒の生い立ちから国家の指導者となっていく人生の歩みを記したものとしては，荒井宝雄『華国鋒伝』（青年出版社，1978 年）がある.

50）四人組の裁判に関する資料としては，『歴史的審判―審判林彪，江青反革命集団案犯紀実　上下』（群集出版社，2000 年）などがある.

51）1978 年憲法の邦訳は，中国研究 143 号（1983 年）98–108 頁参照.

52）王雲海「人権への中国的接近」一橋論叢 第 112 巻 第 1 号（1994 年）56–58 頁参照.

53）例えば，劉賓雁「人と妖怪の間」（1979 年），白樺「苦恋」（1979 年），謝容「人，中年に至れば」（1980 年）などが挙げられる.

54）「中央決定給得到改造的四類分子摘帽」人民日報 1979 年 1 月 29 日参照.

55）魏京生の裁判記録として尾崎庄太郎訳『中国民主活動家の証言―魏京生裁判の記録』（日中出版，1989 年）があり，魏京生が収監されてからの書簡集として魏京生（鈴木主税訳）『勇気―獄中からの手紙』（集英社，1998 年）がある.

56）「反革命と言論の自由」四五論壇第 4 期（1979 年）〔尾崎庄太郎訳『中国民主活動家の証言―魏京生裁判の記録』（日中出版，1989 年）126 頁所収〕.

57）「反革命と言論の自由」四五論壇 第 4 期（1979 年）〔尾崎・同上 130 頁所収〕.

58）中国人権同盟「中国人権宣言 19 ヵ条」尾崎庄太郎訳『中国民主活動家の証言―魏京生裁判の記録』（日中出版，1989 年）133 頁.

59）鄧小平「堅持四項基本原則」『鄧小平文選（1975–1982）』（人民出版社，1983 年）144–170 頁参照. 邦訳は，鄧小平「四つの基本原則を堅持しよう」中共中央マルクス　エンゲルス　レーニン　スターリン 著作編訳局『鄧小平文選 1975～1982』（東方書店，1983 年）225–262 頁参照.

60）鄧・同上 154–155 頁. 邦訳は，鄧・同上 240 頁.

61）芦部・前掲註 4）162 頁参照.

62）鄧小平「党和国家領導制度的改革」『鄧小平文

選（1975–1982）』（人民出版社，1983年）280–302頁参照．邦訳は，鄧小平「党と国家の指導制度の改革について」中共中央マルクス エンゲルス レーニン スターリン著作編訳局『鄧小平文選 1975～1982』（東方書店，1983年）419–457頁参照．

63）池田誠＝安井三吉＝副島昭一＝西村成雄『図説 中国近現代史』〔第2版〕（法律文化社，2002年）210頁参照．

64）1982年憲法の邦訳は，中国研究143号（1983年）78–97頁，宮坂・前掲註13）42–64頁参照．

65）西村幸次郎『中国憲法の基本問題』（成文堂，1989年）9頁参照．

66）人格の尊厳の不可侵とは，「公民の人身，健康，氏名，栄誉，肖像等が侮辱・誹謗されないことを意味する」もので，1954年憲法，1975年憲法，1978年憲法では「人身の自由」として捉えられてきた（西村・同上134頁参照）．

67）中華人民共和国成立後，最初の中華人民共和国国籍法は，1980年9月10日，第五期全国人民代表大会第三回会議で採択，全国人民代表大会常務委員会委員長令第8号により公布され，同日施行された．国籍法は，公民が二重国籍を持つことを認めず（3条），「国籍唯一の原則」を採用している．また，子の出生による国籍の先天的取得については，親と同じ国籍を子に取得させる「父母両系血統主義」を原則としている．

68）1982年憲法において，中国共産党の指導の擁護義務が，条文から削除された理由については，西村・前掲註65）144–145頁参照．

69）土屋・前掲註9）130頁参照．

70）西村・前掲註65）147頁参照．

71）中国人民大学・前掲註32）292頁．

72）「精神汚染」とは，ポルノや暴力を宣伝する書籍，映画，ビデオ，及びブルジョア的価値観を無条件に肯定する学説・理論などを指す（天児慧＝石原享一＝朱建栄＝辻康吾＝菱田雅晴＝村田雄二郎編『岩波 現代中国辞典』（岩波書店，1999年）617頁参照）．

73）思想文化界における「精神汚染」除去キャンペーンについては，吉田富夫「精神汚染批判の行方――一九八三年」同『反転する現代中国―文化・演劇・文化―』（研文出版，1991年）324–331頁参照．

74）張良編，アンドリュー J．ネイサン＝ペリー リンク監修（山田耕介＝高岡正展訳）『天安門文書』（文芸春秋，2001年）60頁参照．

75）鄧小平「在接見首都戒厳部隊軍以上干部時的講話」『鄧小平文選 第3巻』（人民出版社，1993年）303頁．

76）江沢民「高挙鄧小平理論偉大旗幟，把建設有中国特色社会主義事業全面推向二十一世紀」『十五大以来重要文献選編 上』（人民出版社，2000年）1頁以下参照．

77）王・前掲註52）58頁参照．

78）王・同上59頁参照．

79）松井直之「清朝末期における権利の受容と変容―欽定憲法大綱と臣民権利―」横浜国際経済法学14巻2号（2005年）29頁以下，同「中華民国期の諸憲法における権利概念の変遷」横浜国際社会科学研究11巻1号（2006年）33頁以下，同「中華民国期における『人権』概念―新月派・中国民権保障同盟・中国共産党に着目して―」横浜国際経済法学15巻2号（2006年）17頁以下，参照．

80）芦部・前掲註4）14頁参照．

81）中国における法治の多義性（無定義性）を巡る議論については，高見澤磨「近現代中国法研究方法試論―中国における『法治』の観点から―」アジア法学会編『アジア法研究の新たな地平』（成文堂，2006年）128–139頁参照．

82）松井直之「2004年中華人民共和国憲法改正における『人権』の意味―『中国の人権状況』の再検討―」横浜国際社会科学研究10巻3・4号（2005年）61頁以下，参照．

［まつい なおゆき 横浜国立大学経営学部・工学部非常勤講師］